

社会福祉法人長井市社会福祉協議会除雪機械等貸出要綱

長井市社会福祉協議会小型除雪機械等の貸出しに関する要項の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が実施する除雪機及び付属機器（以下「除雪機械等」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 除雪機械等の貸出しの対象は、自力では除雪又は排雪（以下「除排雪」という。）をすることが困難な者に対し、除排雪等の支援（以下「支援活動」という。）を行う個人又は地域住民団体若しくはボランティア団体（以下「支援者」という。）とする。

(貸出し)

第3条 除雪機械等の借用を希望する支援者は、除雪機械等借用申請書（様式第1号）に必要事項を記入して、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請があったときは内容を審査し、貸出しの可否を決定し、除雪機械等貸出決定通知書（様式第2号）又は除雪機械等貸出不承認決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 会長は、前項の決定にあたっては、貸出し及び使用に関する条件を付すことができる。

4 貸出しの期間は12月1日から翌年3月31日までとし、1回の貸出しにつき原則5日以内とする。

5 貸出しの時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りではない。

(燃料の負担)

第4条 法人は、貸出し時に法人の負担により燃料タンクを満タンにする。

2 前項の規定による燃料に不足が生じる場合の補充用燃料は、支援者の負担とする。ただし、会長が必要と認めるときは、補充用燃料についても法人の負担とすることができる。

(除雪機械等の管理等)

第5条 会長は、除雪機械等の貸出しにあたって、除雪機械等の点検整備をしなければならない。

2 支援者は、善良な管理者として除雪機械等を維持管理しなければならない。

3 支援者は、除雪機械等を他に転貸してはならない。

4 支援者は、除雪機械等をき損し、又は滅失したときは、直ちに会長に報告し、その指示を受けなければならない。

5 会長は、前項のき損又は滅失が支援者の責に帰すと認められるときは、その修理及び補填に要する費用の全部又は一部を支援者から徴収することができる。

(事故等の報告)

第6条 支援活動中に事故等不測の事態が生じた場合は、支援者は直ちに会長に報告し、その指示に従わなければならない。ただし、軽微な事故等については、事後に報告することができる。

(返却)

第7条 支援者は、支援活動終了後、除雪機械等の点検清掃を行い、除雪機械等運行記録表(報告書)(様式第4号)を記入し、速やかに返却しなければならない。

2 返却の時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りではない。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、除雪機械の貸出しに関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(様式 省略)